

産業医科大学における国際交流等に伴う
危機管理マニュアル

産業医科大学

国際交流センター

平成29年7月発行

目 次

I	対象範囲	1
II	危機事象発生時の対応	1
1	対策本部の設置	1
2	事件・事故等発生時の連絡体制及び業務内容	2
III	海外派遣の場合	4
1	予防措置	4
1-1	派遣前オリエンテーション等実施	4
(1)	派遣先国情報の把握	4
(2)	オリエンテーション等の開催	4
(3)	渡航手続き	4
(4)	健康対策	4
(5)	保険加入等	5
(6)	渡航後の手続き・危機管理についての周知	5
(7)	留学・研修等に伴う危機管理に対する心構えと準備すべき事項	6
1-2	連絡体制等	6
1-3	派遣先大学等との連携・協力	6
1-4	学生への危機管理の周知	6
2	危機発生時の留意点	6
2-1	危機管理の対象となるケース	6
2-2	基本的対応方針	7
(1)	生死不明の場合	7
(2)	生存確認の場合	7
(3)	死亡確認の場合	7
	(参考図1)海外で事件・事故等が発生した場合の対応表	8
IV	留学生等の受入れの場合	9
1	予防措置	9
1-1	受入れオリエンテーション等の実施	9
(1)	保険加入等指導	9
(2)	危機・トラブル等の対応方法の説明	9
1-2	手続き・連絡体制等	10

2 危機発生時の留意点	10
2-1 危機管理の対象となるケース	10
2-2 基本的対応方針	10
2-3 ケース別対応	10
(1) 大規模災害（大地震等）	10
(2) 交通事故・火災事故等の事故	11
(3) 病気、怪我（重篤、長期にわたる治療等が必要な場合）	11
(4) 行方不明	11
(5) 犯罪（被害、加害）	11
(参考図2)留学生等の事件・事故等が発生した場合の対応表	12

参考資料

1 海外派遣の実施、中止、延期、途中帰国の基準	13
2 連絡先・リンク集	16

産業医科大学国際交流危機管理マニュアル

昨今、大規模災害が国内外で発生し、テロや事件も連日のように報道されている。地域により感染症の流行もある。産業医科大学では学生の交換留学、教員・研究者の国際学会への参加などにより、少なからぬ本学所属の学生や教職員・研究者（以下「学生等」という。）が海外を訪問しており、また、大学は常に一定数の海外の留学生、教員・研究者（以下「留学生等」という。）を受け入れている。大学はこれら国際交流にあずかる学生、教職員の安全について責任の一端を担うことから、「産業医科大学国際交流危機管理マニュアル」を策定する。

本マニュアルは、学生等が海外で事件・事故等に遭遇した場合（(参考図1)「海外で事件・事故等が発生した場合の対応表」を参照）及び国内で受入留学生等が事件・事故等に遭遇した場合（(参考図2)「留学生等の事件・事故等が発生した場合の対応表」を参照）の各々について、大学としての行動指針を取り纏めたものである。

I 対象範囲

このマニュアルの対象者は、本学所属の学生・教職員とし、このマニュアルにおける危機管理の対象は、原則として、本学が許可又は承認する派遣、海外研修、海外出張、受入れ等とする。個人渡航、ゼミ旅行等本学の許可や承認の範囲外のもの対象外とするが、本学所属の学生・教職員に被害が発生し、大学としての対応が求められる場合には、このマニュアルに準じて取り扱う。

II 危機事象発生時の対応

1 対策本部の設置

危機事象が発生した場合、必要に応じて、下表の危機レベルに対応した対策本部を設置する。

対策本部は、危機事象の把握、危機事象からの回復、損害の軽減に対して関係者に指示し、危機事象の収束後にはその報告書を作成する。

- (1) 対策本部長は、適宜、理事長に報告を行うものとする。
- (2) 対策本部員は、3頁の「対策本部組織図」に定める。

危険レベル	本部長	概要
3	学長 又は病院長、若松病院長	死亡、重体、行方不明、生死不明（テロ、誘拐など）、犯罪行為の加害者となった場合等（大学全体で対処する必要がある場合）
2	副学長 又は安全担当副院長	負傷・病気（入院した場合）、自然災害・大規模事件事故等が発生した場合等（基本的に帰国の判断を必要とする場合）
1		上記以外（軽症、物的被害等）

注）レベル2においては、上位者に報告を行うものとし、上位者の判断により対策本部長を変更することができる。

2 事件・事故等発生時の連絡体制及び業務内容

事件・事故等発生時の連絡体制及び業務内容は下記のとおりとする。

(1) 通報者： 通報者は、事件・事故等発生時に下記(2)の本学担当窓口に連絡を行う。(事件・事故等の本人又は関係者)

(2) 本学担当窓口： 本学担当窓口は、通報者からの連絡を受け、次の対応を行う。

・事件・事故等当事者の所属等に基づくものとし、学生は教務課又は学生課、大学教職員は大学管理課、病院教職員は病院管理課、若松病院教職員は若松病院管理課、その他事務職員等は総務課、留学生等は国際交流センターとする。

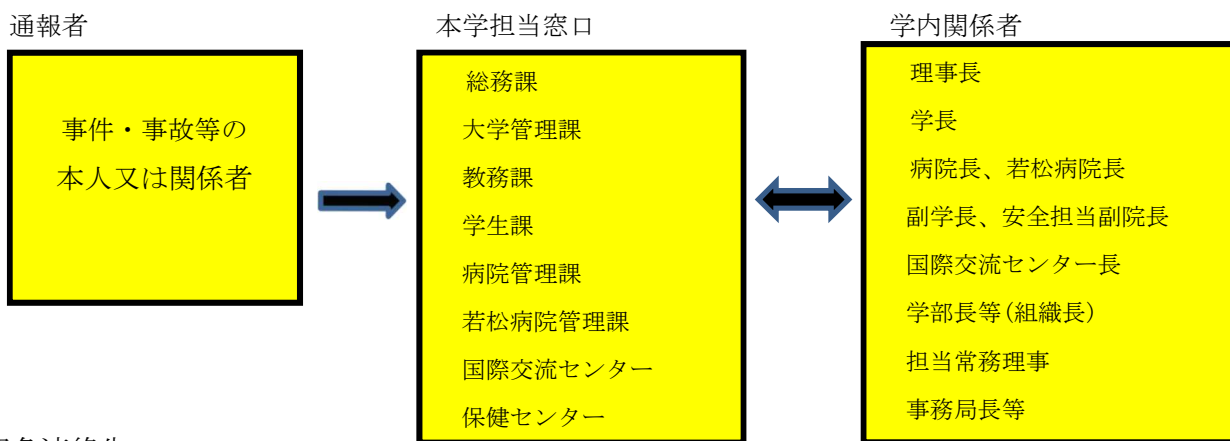
・本学担当窓口は、通報者からの連絡を受けた時は、下表の学内関係者へ連絡を行い、対策本部設置等の指示を受ける。

※総務課及び事務局各主管課(大学管理課・病院管理課・若松病院管理課)は適宜協力するものとする。

(3) 対策本部の対応業務は、次のとおりとする。

なお、詳細は次頁「対策本部組織図」を基本とし、適宜状況に合わせて対応する。

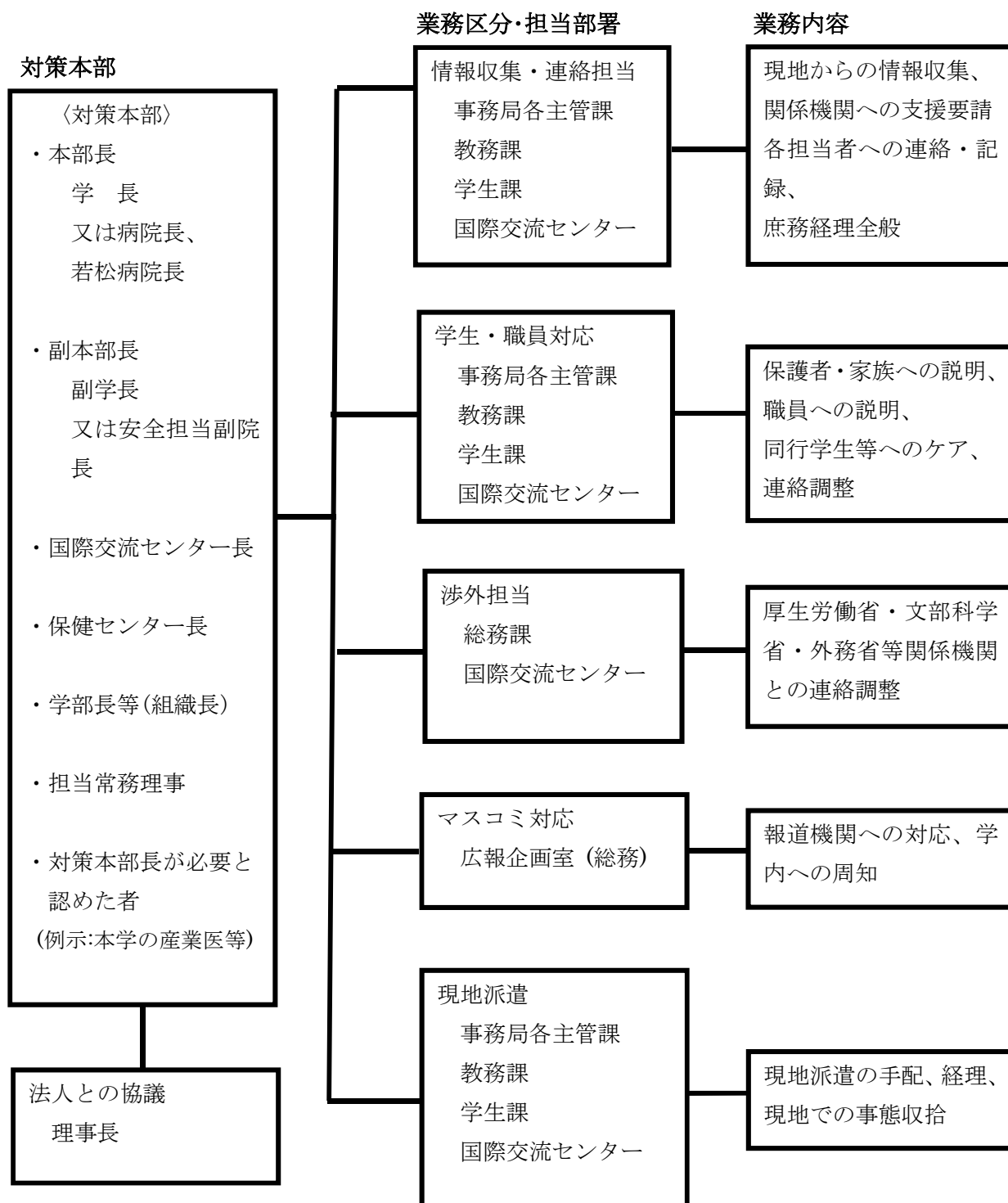
- ①情報収集・連絡（情報収集、支援要請、各担当者への連絡・記録、庶務経理全般）
- ②学生・職員への対応（保護者・家族、職員への説明、同行学生等へのケア、連絡調整）
- ③渉外（厚生労働省等関係機関との連絡調整）
- ④マスコミ対応（報道機関への対応、学内への周知）
- ⑤現地派遣（現地派遣の手配、経理、現地での事態収拾）



緊急連絡先

防災センター	093-603-1611 (夜間・休日)		
総務課	093-691-7108	広報企画室	093-588-2030
大学管理課	093-691-7205	教務課	093-691-7207
学生課	093-691-7211	病院管理課	093-691-7304
若松病院管理課	093-285-3200	国際交流センター	093-280-0532

(対策本部組織図)



※レベル1については適宜状況に合わせて対応する。

Ⅲ 海外派遣の場合

1 予防措置

学生等の海外派遣における危機の予防措置として、大学は、派遣前の学生等に対し、オリエンテーション等を行うとともに、保険加入等の必要性を周知するほか、留学先大学等との連携体制を構築する。

また、担当の窓口職員（教員を含む。以下、同じ。）は、学生等に対して、派遣先国に関する情報収集を促し、オリエンテーションへの参加、保険加入、大学への届出などの派遣前準備を整えさせるとともに、渡航後、派遣先大学等や現地在外公館等に、危機発生の場合に備えて大学の連絡先を知らせておく等、学生自らもリスク回避のための予防措置を積極的に行うよう指導する。

1-1 派遣前オリエンテーション等実施

(1) 派遣先国情報の把握

・派遣を行う部局は、国政情勢及び派遣先の動向（テロ、災害、流行病等）を注視し、危険度・危機情報を把握した上で学生等に指導・助言する。

※外務省、在外公館のホームページ等を利用して情報収集を行う。

・派遣先の風俗習慣、宗教、倫理観などの文化的差異、対日感情、式祭典の特徴や性倫理などの文化的差異を把握し、学生等に指導・助言する。

(2) オリエンテーション等の開催

派遣前にオリエンテーション等を開催し、注意喚起を行う。また、渡航前の危機管理意識の高揚を図るため、危機管理の専門家を招き、危機管理セミナーや説明会を開催するなど、危機管理意識を高めるように努める。

(3) 渡航手続き

渡航先によっては、パスポート（旅券）の有効期限までに一定以上の残存期間がないと入国を認めない国があるので、残存期間が足りない場合は、パスポートの更新手続きを行わせること。併せて、ビザの申請、航空券手配等、渡航手続きに不足がないか、本人に確認させる。

(4) 健康対策

派遣先国での感染症の把握とそれに応じた予防接種や生活上の注意の説明

※外務省海外安全ホームページおよび厚生労働省検疫所ホームページの活用

既往症のある学生には、渡航前の健康診断を義務付け、医師の判断を仰がせるとともに、派遣実施の場合には、現地で継続治療できる医療機関をあらかじめ学生本人に調べさせ、英語等で書かれた診断書を準備して、持参させることを徹底する。なお、既往症については、海外旅行保険でカバーされないことが多く、既往症の現地での発病のリスクを考えたうえでの保険選びが必要である旨、指導する。

(5) 保険加入等

- ・派遣する学生には、新たに海外旅行保険の加入を義務付ける。また、派遣前のオリエンテーション等に説明会を開催し、補償内容を学生に確認させる。
- ・入学時に加入している「学生教育研究災害傷害保険」・「学研災付帯賠償責任保険」と併用する。

(6) 渡航後の手続き・危機管理についての周知

以下の事項を渡航後速やかに行うことを指導する。

① 在外公館への在留届提出と危険情報の把握

- ・旅券法により、3か月以上外国に滞在する日本人は在外公館に「在留届」を提出することが義務付けられている。災害やテロ等の緊急時の安否確認、退避時の手配等、連絡・保護が在外公館から受けられるように、在留届の提出を行うこと。また、3か月未満の渡航または外国での住所・居所を定めず3か月以上渡航する場合は、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録すること。いずれも下記のサイトから電子届出・登録ができる。必ず届出・登録すること。

海外へ渡航される皆様へ(外務省ホームページ)： <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

- ・在外公館のホームページ等で、定期的に派遣先国の危険情報について把握すること。

【参考】

- ・現地での日本人コミュニティとの連絡をとっておくこと。日系企業駐在員等の現地生活のサポート機関として、日本人商工会議所等が事務局となって、日本人会が形成されていることがある。緊急連絡網等も作成されていることがあるので、長期滞在となる場合、このような日本人コミュニティとの連絡をとっておくこと。

② 派遣先での危機管理情報の把握と産業医科大学への連絡

- ・派遣先での危機管理に関する情報収集を行い、派遣先大学等が行うオリエンテーション等には必ず参加すること。
- ・派遣先大学等の緊急時の対応体制と連絡システムを把握し、担当の窓口職員へ報告すること。
- ・渡航後に加入した保険とその内容について担当の窓口職員へ報告すること。

③ 自己の危機管理

- ・外出の際は、緊急連絡先（派遣先大学等の電話番号や住所、血液型等）を記したメモ等を必ず携帯すること。
- ・緊急時における家族への連絡体制の確認を行うこと。
- ・緊急時における産業医科大学への連絡体制を確認すること。
- ・本人若しくは派遣先大学の関係者等から連絡する体制をつくり、担当の窓口職員に連絡すること。
- ・派遣先大学等の関係者に、緊急時の本学への連絡先を知らせておくこと。
- ・海外渡航中は、リスク（違反、事故等の場合の手続き、賠償責任やコストの問題等）が大きいいため、なるべく自動車等の運転はしないようにすること。

(7) 留学・研修等に伴う危機管理に対する心構えと準備すべき事項

以下の事項を平常時から行うことを指導する。

- ・危機発生の可能性を認識しておくこと。
- ・危機発生時のシミュレーションをしておくこと。
- ・現地の在外公館等の連絡先を把握しておくこと。
- ・自ら連絡できない場合に備え、派遣先大学等や在外公館等の関係者等に本学への連絡を依頼しておくこと。

危機に遭遇した場合に、本人が以下の対応を行うよう指示する。

- ・派遣先大学等の緊急時連絡先へ連絡し、その指示に従って行動すること。
- ・在外公館の指示に従って行動すること。
- ・家族へ連絡すること。
- ・保険会社に連絡すること。

1-2 連絡体制等

担当の窓口職員は、危機に遭遇した際の連絡体制「海外で事件・事故等が発生した場合の対応」及び海外での生活等に伴う心理的なストレスやトラブル等が生じた場合の相談窓口について説明し、派遣前に確認させる。

1-3 派遣先大学等との連携・協力

派遣先大学等との間で、交流に伴う危機発生時の連絡・対応についても協力を得る方策を講じる。

派遣先国に到着後すぐの時期に、派遣先大学等において、オリエンテーション等を実施してもらうことが望ましい。

1-4 学生への危機管理の周知

渡航する学生に対して、学生課又は教務課は、危機発生時の心構え及び連絡体制等をコンパクトにまとめたものを携帯用として配付する。

2 危機発生時の留意点

2-1 危機管理の対象となるケース

学生等の海外派遣に際し、想定される危機発生のケースとしては以下のもの等が考えられる。（軽微な事件、事故等は含まない。）

- ①天災、テロ、暴動、飛行機・列車事故に巻き込まれたり、新型インフルエンザのような生命に危険をもたらすおそれのある感染症への感染等、事件・事故等の被害者（被災者・罹患者）となった場合、又は被害者になったと見込まれる場合（これに巻き込まれて生死不明の場合含む）
- ②（上記①以外の）事件・事故等の被害者となった場合（災害等の被災者になった場合を含む）
- ③事件・事故等の加害者となった場合（刑事事件の加害者、民事事件の被告等）

- ④病気、怪我等により重篤な状態又は急逝した場合
- ⑤行方不明、長期間本人と連絡がとれなくなった場合
- ⑥自殺（未遂含む）

2-2 基本的対応方針

危機のケースごとに危機管理は異なるが、危機が発生した場合、速やかに、学生本人（本人の加害の場合には被害者）の安否の確認に努める。本人の安否の状況により、以下の対応を行う。また、本学の学生が、事件や事故等の加害者になった場合等は、関係機関等の協力を得ながら、大学として被害者に対し誠意ある対応を心掛ける。

(1) 生死不明の場合

災害、事件、事故の発生により、本学の学生が生死不明の場合（本人の生存は確認できても、事件等が解決しておらず、生命の確保になお危機がある場合を含む）には、対策本部の指示に従い対応にあたる。

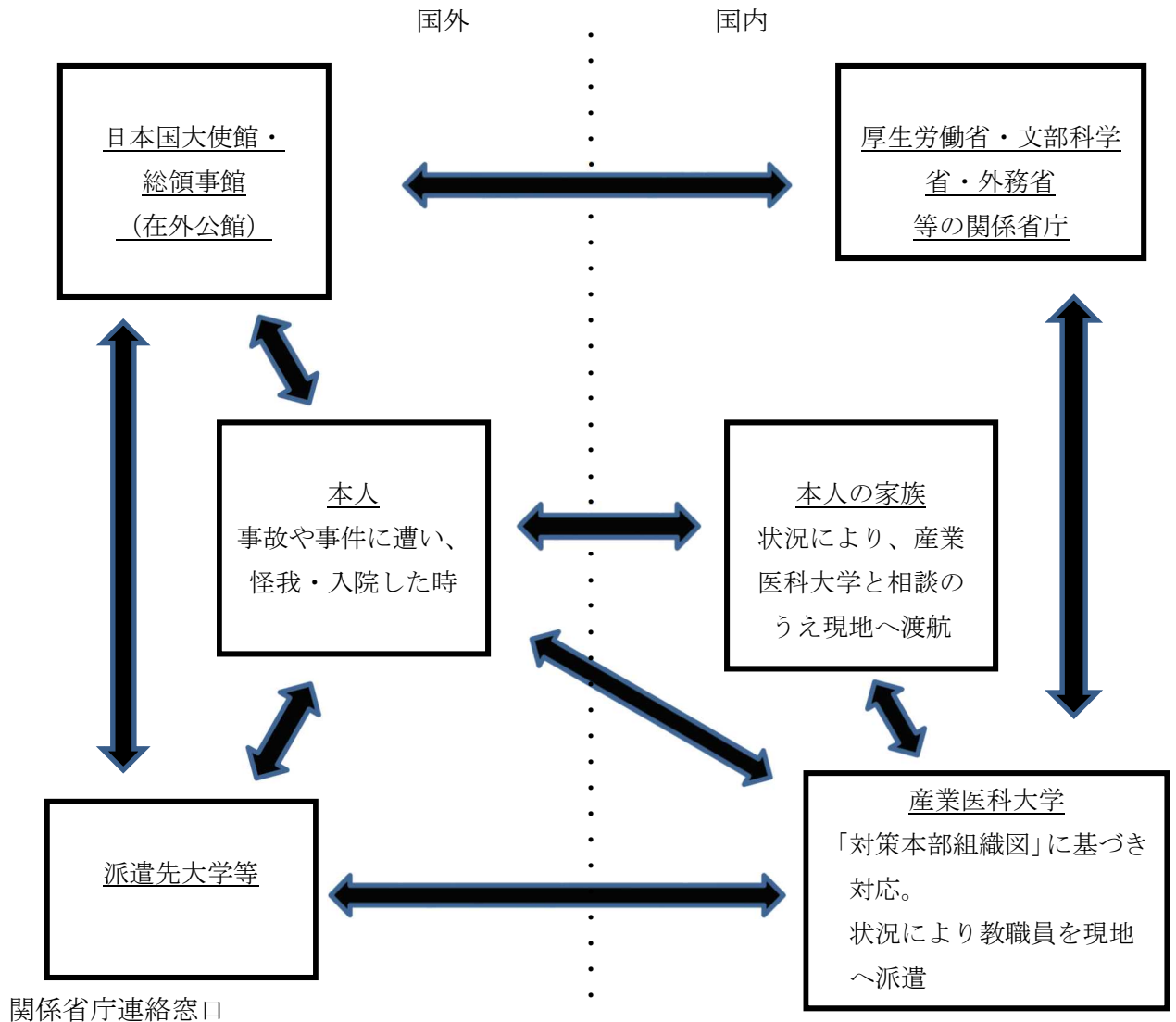
(2) 生存確認の場合

本人の生存が確認されている場合は、必要に応じて、現地対応のために本学の教職員を派遣するなどして、適宜対応にあたる。

(3) 死亡確認の場合

病気や怪我等で死亡した場合、本学の教職員を現地へ派遣するなど、事後処理の対応にあたる。

(参考図1) 海外で事件・事故等が発生した場合の対応表



厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課 機構・団体管理室 団体監理係

(代表) 03-5253-1111

文部科学省高等教育局学生・留学生課 留学生交流室 政策調査係

(代表) 03-5253-4111 (内線 3433)

(夜間・休日直通 080-7703-1068)

外務省領事局海外邦人安全課

(直通) 03-5501-8160

外務省領事局邦人テロ対策室

(直通) 03-5501-8165

外務省領事サービスセンター

(代表) 03-3580-3311 (内線 2902・2903)

(直通) 03-5501-8162

在外公館は外務省ホームページ参照のこと。

IV 留学生等の受入れの場合

1 予防措置

1-1 受入れオリエンテーション等の実施

受入担当部局等は、受入時のオリエンテーションで、以下の事項を説明し注意を喚起する。

(1) 保険加入等指導

- ・ 4月に定期健康診断受診を行う。
- ・ 入学時に「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」の保険加入を行う。
- ・ 受入れ時に保健センターへ問診票を提出する。

(2) 危機・トラブル等の対応方法の説明

① 自然災害

地震等の自然災害への対応について説明を行う。

② 犯罪対策

- ・ 日本の法律の遵守を徹底すること。
- ・ 警察、救急（消防署）及び大学担当者連絡先を周知すること。
- ・ 警察、病院等との対応の際に、言葉の問題から、通訳が必要な場合の大学担当者の連絡先を周知すること。

③ 交通事故及び火災防止等、安全確保のための説明事項等

- ・ 自動車、バイクは、任意保険に加入することなしに乗らないこと。
- ・ 事故の報告：警察、救急（消防署）への連絡と、大学担当者への連絡（連絡窓口の周知徹底）を忘れないこと。
- ・ 言葉の問題から、通訳が必要な場合の大学担当者の連絡先を周知すること。
- ・ 火災発生に備えて宿舍の消火器の設置場所、避難経路、非常口等は入居時に必ず確認すること。
- ・ 宿舍に備え付けてある消火器の扱い方についても必ず確認すること。

④ 健康・衛生面に関する説明事項等

- ・ 定期健康診断受診の必要性を周知すること。
- ・ 長期の病休となる場合の連絡窓口、相談窓口を周知すること。
- ・ 国民健康保険未加入の場合の問題点について説明し、加入を求めること。
- ・ 大学の保健センターでの健康相談、通常の通院方法、夜間休日診療の情報の入手方法、重病や大怪我の場合には、119番に電話して救急車を呼ぶこと等、説明しておくこと。
- ・ 重篤な病気や難病指定を受けた場合等、留学・研究等の継続が困難となったときは、母国へ帰国させる可能性もあること。

⑤ 異文化対応

- ・ 生活習慣、宗教等に関する問題発生時の相談窓口、カウンセリング（精神面のケア）の窓口（保健センター等）を周知する。

⑥ その他

- ・ 人間関係、さまざまなハラスメント、学業・進路、学費、経済的問題等が発生した場合についての対応体制を説明する。

1-2 手続き・連絡体制等

危機発生時の連絡窓口の徹底を図る。所属学部等における担任教員（ないし指導教員）の連絡先を確認させるとともに、警察署・消防署への連絡方法について周知する。

2 危機発生時の留意点

2-1 危機管理の対象となるケース

留学生受入れに関し、想定される危機等には、以下のものがある。基本的には、一般学生に対するのと同様の対応を行うが、日本の生活習慣、文化等に不慣れであることによつて生じる問題への対応について取り上げる。

- ① 大規模災害（大地震等）
- ② 交通事故・火災事故
- ③ 病気、怪我（重篤、長期にわたる治療等が必要な場合）
- ④ 行方不明
- ⑤ 犯罪（被害、加害）

2-2 基本的対応方針

本学の留学生等に危機が発生した場合の対応は、関係機関等の協力を求め、原則として「2 事件・事故等発生時の連絡体制及び業務内容」、「(参考図1)海外で事件・事故が発生した場合の対応表」、「(参考図2)留学生等の事件・事故等が発生した場合の対応表」に基づき行う。

2-3 ケース別対応

想定される危機の例とその対応について、以下に示す。

(1) 大規模災害（大地震等）

大地震等、大規模災害がおきた場合は、留学生等に対し特に次の対応を行う。（留学生の家族に対しても留学生に準じた扱いをすることが望ましい。）

・留学生等の出身国の駐日外国公館・本国の家族等の問い合わせに対し、安否の情報を提供する。

インターネットが使える環境が復旧していれば、ホームページにも情報を載せる。メールアドレスへの一斉同報等も行う。

・避難生活のなかで、外国文化、宗教、習慣等への配慮が必要と思われる場合は、施設の管理者等に説明を行う（イスラム教徒のお祈り、料理への配慮等）。

・通訳が必要とされる場合等は、職員が対応し、必要があれば留学生等に協力を求める（ただし、その留学生自身も被災者であり、休養、健康、安全等が確保されなければならないという状況には十分配慮しなければならない。）

・大規模災害のために、大学の正常な業務が当面再開されない等の事態になった場合は、留学生等の出身国の駐日外国公館等とも相談し、本人の意思を確認したうえで、一時帰国等の方法等を検討する。

・（留学生等に派遣元大学等がある場合）派遣元大学等の担当者に連絡する。

(2) 交通事故・火災事故等の事故

- ・担当の窓口職員は、本国の家族および（留学生等に派遣元大学等がある場合）派遣元大学等の担当者等に連絡する。

(3) 病気、怪我（重篤、長期にわたる治療等が必要な場合）

上記の事件・事故又はその他の原因により、病気、怪我で、重篤、長期にわたる治療等が必要な場合については、以下の対応を行う。

- ・加入している保険があれば、保険会社への連絡。
- ・本国の家族に連絡する。家族が救援のために来日する場合は、在外公館の査証申請等に必要書類（招聘理由書）の発行等の招聘手続きを行う。
- ・本国での治療が望ましい場合等は、できるだけ本人の意思や医師等の意見を確認したうえで、所属学部長等の判断で一時帰国等の措置を検討する。
- ・（留学生等に派遣元大学等がある場合）派遣元大学等の担当者に連絡する。

なお、上記の事件・事故又はその他の原因により、留学生等が死亡に至った場合は、以下の対応を行う。

- ・本国の家族に連絡する。遺体の扱い（火葬の可否、遺体搬送手続き等）について、家族の意思を尊重する。
- ・家族が遺体の引取りのために来日する場合は、在外公館の査証申請等に必要書類（招聘理由書）の発行等の招聘手続きを行う。家族が来日中に、言葉の問題から、通訳が必要な場合は大学で手配する。
- ・加入している保険があれば、保険会社への連絡。
- ・（留学生等に派遣元大学等がある場合）派遣元大学等の担当者に連絡する。

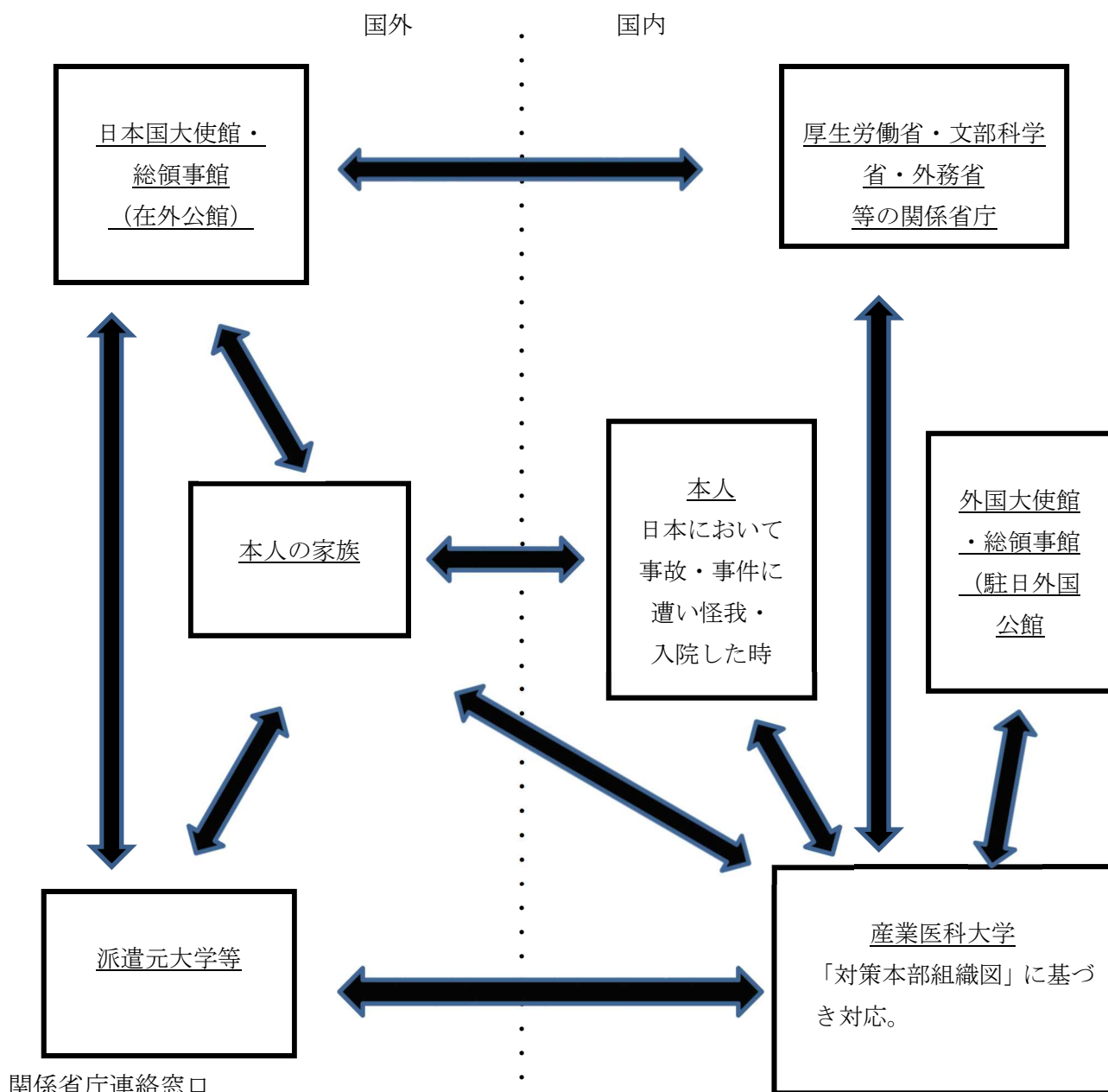
(4) 行方不明

- ・事件の連絡： 本学、警察、入国管理局、駐日外国公館等、関係機関への報告・連絡を行う。
- ・留学生等が、事件や災害等に巻き込まれて行方不明になっている可能性が高い場合は、その旨を関係当局に通報し、保護を求める。
- ・本国の家族に連絡する。
- ・（留学生等に派遣元大学等がある場合）派遣元大学等の担当者に連絡する。

(5) 犯罪（被害、加害）

- ・担当の窓口職員は、本国の家族および（留学生等に派遣元大学等がある場合）派遣元大学等の担当者等に連絡する。

(参考図2) 留学生等の事件・事故等が発生した場合の対応表



関係省庁連絡窓口

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課 機構・団体管理室 団体監理係

(代表) 03-5253-1111

文部科学省高等教育局学生・留学生課 留学生交流室 政策調査係

(代表) 03-5253-4111 (内線 3433)

(夜間・休日直通 080-7703-1068)

駐日外国公館は外務省ホームページ参照のこと。

海外派遣の実施、中止、延期、途中帰国の基準

派遣・帰国の判断は、外務省海外安全ホームページの「安全対策の4つの目安(カテゴリー)」によることを原則とする。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

この「危険情報」は、法令上の強制力をもって渡航を禁止したり、退避を命令したりするものではないが、学生の海外派遣の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断をする場合は、これを参考にしながら判断することとする。また、安全対策の目安として出される「感染症危険情報」も参考にする。

1 危険情報の種類及び対応

レベル	内容	本学の対応
レベル1： 十分注意してください。	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	実施又は継続するが、十分な注意を払う
レベル2： 不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	原則として、延期、中止とする
レベル3： 渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)	延期、中止、途中帰国させる
レベル4： 退避してください。渡航は止めてください。 (退避勧告)	その国・地域に滞在している方は滞在地から、滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航はやめてください。	延期、中止、即刻帰国させる

2 感染症危険情報 発出の目安

レベル	内容	本学の対応
レベル1： 十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条に規定する緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。	実施又は継続するが、十分な注意を払う
レベル2： 不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出される場合等。	原則として、延期、中止、途中帰国させる
レベル3： 渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、WHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。	延期、中止、即刻帰国させる
レベル4： 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、同第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、WHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合で、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。	中止、即刻帰国させるが、関係機関と協議し、安全対策を検討する

また、外務省では、上記の4段階のカテゴリーごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項を、状況に応じて付記します。以下は代表的な例であり、実際の状況に応じて具体的な注意事項を付記していきます。

<p>「出国できなくなる恐れがありますので、（早期の）退避を検討してください。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業便が運行停止となるなど、出国できなくなる恐れがある場合等。 	<p>新たな渡航は中止し、早期の退避をさせるが、関係機関と協議し、安全対策を検討する</p>
<p>「現地で十分な医療が受けられなくなる恐れがありますので、（早期の）退避を検討してください。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地の医療体制が脆弱で、当該感染症及びその他の疾病について十分な医療が受けられない恐れがある場合等。 	
<p>「現地の安全な場所に留まり、感染対策を徹底してください。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WHOの感染拡大封じ込め措置によって封鎖された国・地域の邦人に対し、同措置への協力を呼びかける場合等。の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出される場合等。 	

連絡先・リンク集

【連絡先一覧】

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課 機構・団体管理室 団体監理係

(代表) 03-5253-1111

文部科学省高等教育局学生・留学生課 留学生交流室 政策調査係

(代表) 03-5253-4111 (内線3433)

(夜間・休日直通 080-7703-1068)

外務省領事局海外邦人安全課 (直通) 03-5501-8160

外務省領事局邦人テロ対策室 (直通) 03-5501-8165

外務省領事サービスセンター (代表) 03-3580-3311 (内線 2902・2903)

(直通) 03-5501-8162

折尾警察署 (代表) 093-691-0110

福岡県警察本部 (代表) 092-641-4141

【参照URL】

外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp>

世界の医療事情 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>

在外公館リスト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>

駐日外国公館リスト目次 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblist/index.html>

海外における脅迫・誘拐対策Q&A http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_04.html

海外へ進出する日本人・企業のためのCBRN（化学、生物、放射性物質、核兵器）テロ対策Q&A

http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_06.html

厚生労働省検疫所（海外旅行者のための感染症情報） <http://www.forth.go.jp/index.html>

日本医師会（海外旅行必携ハンドブック） <http://www.med.or.jp/kansen/travel.html>

WHO <http://www.who.int/en/>

一般社団法人海外邦人安全協会 <http://www.josa.or.jp/>

独立行政法人日本学生支援機構留学支援情報

<http://www.jasso.go.jp/ryugaku/index.html>

海外のJICA拠点 <http://www.jica.go.jp/about/structure/overseas>

Time-j.net世界時計－世界の時間と時差 <http://www.time-j.net/>